

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

- ◆健康危機管理事案発生時の即応体制の維持強化及び関係機関との情報共有の推進
- ◆感染拡大の抑制のため地域の実情に応じた研修会等の開催、ホームページ等を通じたタイムリーな情報発信
- ◆難病や小児慢性特定疾病患者の災害に備えた個別避難計画作成の管内市支援や個別支援計画（災害時マニュアル）の作成

I-2 食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

- ◆食中毒を防止するため、HACCPの導入と定着の推進
- ◆食物アレルギー事故防止や不適正な食品表示製品の流通防止のための食品表示対策の推進

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

- ◆健康寿命延伸のための管内市や関係機関との連携によるライフコースアプローチを踏まえた若い世代からの働きかけ
- ◆働き盛り世代への健康づくり対策促進のための健康経営事業所を中心とした健康づくり対策の推進、体制づくり及び環境整備

II-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ◆高齢者や精神障がい者、その家族等誰もが住み慣れた地域における安心した生活の実現のための支援関係者の連携に向けた取組の推進
- ◆「地域包括ケアシステム」の推進のための医療と介護・障がい福祉等の連携を実現する管内市との協働や支援

III グリーンアップおおいたの推進

- ◆「グリーンアップおおいた」を広く知ってもらうためのグリーンアップおおいた実践隊の活動の支援と、グリーンアップおおいたアドバイザー制度についての周知
- ◆地域の環境保全のための、関係者による会議の開催や、排水・廃棄物・アスベスト等に関する対策の推進

IV 保健所DXの推進による県民サービスの向上

- ◆ICT等に対応できる所内の人材育成及び情報リテラシー向上
- ◆紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直しによる県民サービスの向上
- ◆キャッシュレス端末の活用による県民の申請窓口での待ち時間短縮

現状と課題

- ◆臼津沿岸部は「南海トラフ巨大地震」による津波被害が予測される地域であり、由布市では、近年、台風以外にも線状降水帯の発生による大規模豪雨災害が発生しており、地震や風水災害に対応できる体制の強化や対応力の向上が喫緊の課題となっている。
- ◆新型コロナウイルス感染症対応での経験等をふまえ改定した「大分県感染症予防計画」において「保健所は地域における感染症対策の中核機関」と定義されている。そこで、新興・再興感染症に対応できる体制整備に向けて当該計画に基づき令和5年度に策定された「健康危機対処計画（感染症編）」により、平時の備えも含めた感染症予防のための具体的方策が定められた。
- ◆健康危機管理の拠点として、事案発生時に迅速に対応することが求められるが、速やかな情報収集の実現のため、各市、医師会、教育委員会、社会福祉施設等の関係機関に加え、感染に対する専門知識と技術を有する感染管理認定看護師とも平時から顔の見える関係づくりを行い連絡体制を確立する必要がある。

中期目標（目標年度：令和10年度）

南海トラフ地震等、大規模災害の発生時に地域の関係機関が連携した保健医療体制が機能し、効果的な保健医療福祉活動が実施されている。新興感染症、麻しん・風しん等の既往感染症の発生時に、医療機関・社会福祉施設等において効果的な感染拡大防止対策が実施できる。

対策の概要 ▶▶ 目標指標（評価時期：令和8年度末）

1 健康危機管理体制の整備・充実

- (1) 事案発生時における関係機関との連携を図るための会議開催
・健康危機管理連絡会議の開催（中部：1回、由布：1回）
- (2) 健康危機管理事案の発生に備えた、平時からの連絡体制の構築、整備及び関係機関等との連携・情報共有
・健康危機対処計画の改訂
・社会福祉施設感染症等対策フェイスシートの更新
・感染管理認定看護師連絡会の開催（中部：2回、由布：6回）
- (3) 薬剤耐性（AMR）対策の推進
・医療法に基づく立入検査を活用したAMR対策の啓発（中部：5回、由布：3回）
- (4) 社会福祉施設等の関係機関と連携した感染症対策訓練等の実施
・新興感染症等感染症対応訓練の実施（中部・由布合同1回）

2 自然災害発生時の対応力の強化

- (1) 保健医療活動に関する調整能力の向上
・保健所災害時対応マニュアルを用いた訓練の実施（中部：1回、由布：1回）
- (2) 地区災害対策本部保健所班の所管業務遂行
・災害対応力向上のための職場研修の開催（中部・由布合同1回）
- (3) 難病・小児慢性特定疾病患者の災害時個別支援計画作成、市が実施する災害時個別避難計画作成に向けた支援
・在宅人工呼吸器使用難病患者等の災害時個別支援計画作成
・特定医療費（指定難病）受給者名簿の提供

3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組

- (1) 感染症や食中毒の未然防止と拡大防止の取組
・研修会の開催回数（中部：5回、由布：1回）
- (2) 感染症・食中毒情報の適時な情報提供・周知徹底
・あなたのまちの感染症情報の提供（毎週、緊急時は適時）

現状と課題

- ◆管内では令和6～7年度でノロウイルスによる食中毒が3件、クドア・セプトンククタータによる食中毒が2件発生。さらに、大分県全体ではカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒が発生している。
- ◆令和3年6月から、原則すべての食品等事業者を対象に、HACCPに沿った衛生管理に取り組むよう制度化された。一方、食中毒が発生した施設等でHACCPの不適切な運用が散見されている。
- ◆食品表示では、表示の合同立入等で不適正事例が確認されている。また、今後の制度改正等が想定される。特に、アレルギー表示の欠落では健康被害（食物アレルギー事故）につながる。

中期目標（目標年度：令和10年度）

- 1 食中毒に関する知識を広く普及することにより、食中毒の発生を防止する。
- 2 HACCPを全ての食品等事業者に定着させることにより、食品事故の防止を図る。
- 3 食品事業者が食物アレルギーに関する理解を深め、消費者に適切な情報提供を行うことにより、食物アレルギー事故を防止する。

1 食中毒防止対策

- (1) 営業施設及び消費者あて近年の食中毒発生動向及び防止対策について情報提供
 - ・食品関係講習会の開催回数（中部：10回、由布：10回）
- (2) 前年度食中毒発生施設や検査結果不良施設等の監視指導
 - ・前年度食中毒発生施設や検査結果不良施設等の監視回数（中部：5回、由布：3回）
- (3) 加熱不十分な食肉及び生食用魚介類を販売もしくは提供する施設に対する監視指導
 - ・飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業施設等の監視回数（中部：100回、由布：100回）
- (4) 営業施設で使用する水の管理に関する監視指導
 - ・営業施設の使用水及び水質検査実施の確認件数（中部：100回、由布：100回）

2 HACCP定着のための支援

- 記録の継続や計画の見直し等定着に向けた支援
- ・HACCP定着のための指導件数（中部：100回、由布：100回）

3 食品表示対策

- 食品関係事業者等へアレルギー表示等の正しい表示の知識の普及
- ・食品衛生責任者講習会における食品表示指導回数（中部：4回、由布：4回）
 - ・食品表示の合同調査回数（中部：2回、由布：1回）

現状と課題

- ◆管内の市は県内でも生活習慣病の有病率が高く（国保診療分）、一人あたりの生活習慣病にかかる医療費も高い状況である（協会けんぽ、市町村国保、後期高齢者医療）ため、重症化予防や再発予防に向けた取組が必要である。
- ◆管内では肥満やメタボリックシンドロームの該当者が多く、運動習慣の定着が課題であったことから、これまで事業所の健康づくりを通じて働き盛り世代の健康増進を図ってきたものの、依然として該当者は多いため、事業所の健康づくりをより一層推進するとともに、生活習慣病予防のための食環境整備が必要。
- ◆糖尿病性腎症重症化予防等の生活習慣病対策に取り組んでいるが、対策の入り口となる特定健診受診率、特定保健指導受診率の向上に向けて働きかけが必要である。

中期目標（目標年度：令和10年度）

- ・健康経営事業所認定率 55.7%（根拠：R7年度 46.7%年3%アップをめざす）
- ・食の健康応援団新規 7か所（R7年度末時点 4か所）
- ・事業所ぐるみの健康づくりに取り組む事業所数 159か所（R7年度末 132か所）
- ・R7年度以降あるとつくダウンロード総数 5,000件

対策の概要▶▶目標指標**1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備**

- (1) 地域・職域健康づくり推進連絡会議の開催（合同）
 - ・開催回数 1回
- (2) 市が行う地域の健康づくり支援への支援
 - ・担当者との会議開催数 20回（中部12回 由布8回）
 - ・同伴訪問回数 26回（中部18回 由布8回）
 - ・市の健康増進計画、第三期データヘルス計画に基づく事業推進に向けた支援 3回（中部2回 由布1回）
- (3) 食の健康応援団の登録活用推進
 - ・新規登録店 1か所
- (4) 健康アプリの活用の普及活用促進に向けた取組み
 - ・あるとつくダウンロード数 年間800件以上
- (5) 受動喫煙対策の推進
 - ・啓発回数（中部5回 由布4回）
- (6) 糖尿病性腎症等の重症化予防に向けた個別支援体制整備
 - ・糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議
 - ・3回以上/年（中部2回 由布1回）
- (7) 歯・口腔の健康づくりのための会議の開催
 - ・開催回数 2回（中部1回 由布1回）

2 働き盛り世代への健康づくり対策の推進

- (1) 事業所の主体的な健康づくり事業の取組促進
 - ①事業所ネットワークセミナーの開催（合同）
 - ・開催回数 1回
 - ② 事業所の健康づくり支援
 - ・アドバイザー派遣事業活用事業所数 6事業所
 - ・健康情報の発信 毎月
 - ③健康経営事業所の登録・認定にむけた働きかけ
 - ・登録事業所数 232か所 → 239か所
 - ・新規登録事業所 7か所（中部5か所 由布2か所）
 - ・認定事業所数 106か所 → 113か所
 - ・新規認定事業所 7か所（中部5か所 由布2か所）
 - ・事業所ぐるみの健康づくりに取り組む事業所 132か所 → 141か所
 - ・新規事業所数 9か所（中部：7か所 由布：2か所）

現状と課題

- ◆管内の高齢化率は40.2% ※¹、将来推計※²ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2045年には45.1%とおおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- ◆市が主体となって推進している「在宅医療・介護連携推進事業」の取組に対して、保健所は広域的・専門的な見地から積極的な支援を行う必要があり、市町村及び医療・介護関係者等に対して連携推進のための情報共有、検討を実施する必要がある。
- ◆難病や精神疾患では、管内の医療・介護の関係機関にとどまらず、管外医療機関との連携も不可欠である。今後、医療・介護を担う人材不足も見込まれることから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成による相談支援体制の構築が求められる。

中期目標（目標年度：令和10年度）

- ・管内の市における医療介護連携の取組みに対する支援等を行うことで地域ケアシステムの深化を図る。
- ・入退院時情報共有ルールを運用している医療機関や関係機関が増加する。

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 在宅医療・介護連携推進の取組支援

- (1) 地域医療構想会議の開催
 - ・中部医療圏域地域医療構想調整会議（2回）
- (2) 市の事業・会議への参画、助言
 - 臼杵市：臼杵市在宅医療・介護連携推進事業
 - 津久見市：津久見市在宅医療・介護連携推進事業
 - 由布市：由布地域包括ケア推進協議会
- (3) 中部医療圏域内市町村連携強化及び事業の推進のための取組
 - ・中部医療圏域在宅医療・介護連携担当者会議の開催（中部・由布合同1回）

2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進

- (1) 看護ネットワーク推進会議
（中部：6回、由布：6回）
- (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会
（中部：1回、由布：1回）
- (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業
（中部：10施設、由布：5施設）

3 難病患者や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- (1) 難病患者等への支援体制強化の取組
 - ・難病対策地域連絡会の開催（中部：1回、由布1回）
- (2) メンタルヘルスに課題を持つ住民への支援体制強化の取組
 - ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム協議の場（1回）

※1 県統計調査課「大分県の人口推計（令和7年10月1日現在）」

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

現状と課題

- ◆ 「グリーンアップおおいた」は、自然環境を守るのみならず活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け経済の発展も促していく取組であり、より一層の周知が必要である。
- ◆ 豊かな水環境保全推進のため、関係者で構成した流域会議の開催、排水対策として事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理が必要である。
- ◆ 廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が依然として見られる。
- ◆ 大気汚染防止法の届出対象外工事における不適切な事前調査や解体等作業によるアスベスト飛散防止のため、工事業者に対する監視指導体制を強化する必要がある。

中期目標（目標年度：令和10年度）

- ・ 監視指導や関係主体との連携強化に取組み、豊かな水環境を保全する。
- ・ 空撮等の効率のよい監視策を実施し、廃棄物の不適切な取扱いを減らす。
- ・ 事業者による適切なアスベスト対策により、安全な空気環境を保全する。

対策の概要 ▶▶ 目標指標

1 環境保全活動の支援

- (1) グリーンアップおおいた実践隊の活動支援
 - ・ 環境保全ネットワーク「地域推進会議」の開催
(中部：1回、由布：1回)
- (2) 環境教育の推進
 - ・ グリーンアップおおいたアドバイザー制度の周知
(中部：10回、由布：10回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の運営支援（技術支援・必要物品支給等）
 - ・ 流域会議等開催 (由布：2回)
- (2) 事業場排水対策
 - ・ 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部：20回、由布：20回)
- (3) 生活排水対策
 - 浄化槽法定検査未受検者・不適正事案への指導
 - ・ 未受検者・不適正事案への指導率 (中部：100%)

3 廃棄物の適正処理の推進

- 巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した空撮の実施等による廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化
 - ・ 産業廃棄物処理施設や排出事業者に対する延べ監視件数
(中部：500回、由布：300回)

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- 事前調査結果報告及び建設リサイクル法に基づく届出を活用した、解体等工事現場に対する立入調査の実施及び不適切な解体作業等の改善指導
 - ・ 解体等工事現場への立入検査件数
(中部：50件、由布：20回)
 - ・ 不適切な解体作業等の改善指導件数 (随時)

現状と課題

- ◆全庁的な取組として、県政のあらゆる分野でDXを推進するために、大分県DX推進戦略に基づき、電子申請やキャッシュレス納付の利用促進など、県民との接点となる行政サービスのデジタル化・オンライン化が推進されていることから、中部保健所においても公金収納のキャッシュレス化、医療立入検査をはじめとする各種業務の電子化、オンラインによる会議・研修等に取り組むことで、一層の業務効率化に取り組む必要がある。
- ◆保健所では、限られた人員で新興感染症等をはじめとする健康危機に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、県民の利便性向上に資するICT等を活用した業務の効率化が求められている。
- ◆近年は業務領域においてAIを活用した文書作成など業務効率の向上が求められていることから、活用事例を所内で共有するとともに、職員が積極的にAIを活用できるよう意識の改善等を図る必要がある。

中期目標（目標年度：令和10年度）

- ・ICT、さらにはAI等を業務等に活用することで業務効率化と職員の利用意欲の向上を図る。
- ・オンラインによる会議・研修会、又はハイブリット型の会議・研修会を主要な開催方式とすることで、参加者の利便性を高める。
- ・電子申請等の周知と利用促進を図ることで、申請等の業務で訪れる県民の利便性を向上させる。

対策の概要▶▶目標指標

1 ICT等を活用した保健所業務効率化の推進

- (1) 保健所内におけるオンライン活用の推進を図る
 - ・所内におけるオンライン会議の実施（20回）
 - ・生成AI（exaBase）を利用している職員の割合（80%）
 - ・コピー用紙の枚数削減（前年度比15%減）
- (2) 研修等によるICT等の活用推進に向けた所内人材の育成のほか、業務アプリの操作体験等により、職員の利用意欲の向上を図る。
 - ・ICT等の活用に係る職員研修の実施（中部1回、由布1回）

2 県民の利便性の向上

- (1) 県民が参加するオンライン会議、研修の積極的導入及び開催
 - ・オンラインを活用した会議、研修会の開催（中部：20回、由布：20回）
 - ・電子申請（Graffer）の利用回数（研修申込・アンケート等）（中部：20回、由布：15回）
- (2) 公金収納窓口のキャッシュレス利用率向上に向けた取り組み
 - ・マニュアルの来庁者への周知及び利用勧奨
- (3) 医療監視等の業務におけるオンラインの積極的活用
 - ・オンラインによる事業者等からの資料収受件数（中部：5件、由布：2件）